

平成 30 年度税制改正 14

(特例事業承継税制について)

特例承継計画の確認申請書の書き方

TKC 近畿兵庫会 阪神支部 税理士 永田 清行

(4) 特例代表者から特例後継者に株式等を贈与するまでの経営計画について

「株式等を承継する時期」「当該時期までの経営上の課題」「当該課題への対応」の欄にそれぞれ以下の内容を記載します。

株式等を承継する時期：○年○月～○年○月

当該時期までの経営上の課題：会社の経営上の課題を記載します。

例えば、「人手不足により、発注量に対して生産が追いつかなくなり、残業が増加している。」などを記載します。

当該課題への対応：その課題を解決するために、先代経営者と後継者及び経営幹部がSWOT分析などを用いて会社の現状を分析し、経営資源を将来成功できると考えられる分野に集中するところから明確化して、行動計画を記載します。

例えば、「高校での説明会への参加回数を増加する。」などを記載します。

なお、この欄は一定の要件に該当する場合には、記載を省略することができます。

(5) 特例後継者が株式等を承継した後 5 年間の経営計画

特例後継者が株式等を承継するまでに、会社としての経営改善計画又は経営革新計画を策定し、それに基づいて詳細計画の策定します。その積み重ねの中で中長期経営計画の策定と実行をしていきます。

例えば、実施時期 1 年目には、具体的な実施内容として「生産力強化のため、新工場建設計画を策定。用地選定を開始する。」などを記載します。実施時期 2 年目には、具体的な実施内容として「新工場用地を決定、取引先、金融機関との調整を行う。」などを記載します。

認定経営革新等支援機関が記載する項目

- (1) 認定経営革新等支援機関による所見等
- (2) 経営助言を行った年月日
- (3) 認定経営革新等支援機関による指導・助言の内容

確認書

特例承継計画の確認申請書を提出すると、要件を満たしていると都道府県知事が、判断した場合には認定経営承継会社に対して「確認書」を交付します。

添付書類

特例承継計画の確認申請書を提出する際には、①特例承継計画の確認申請書の写し（原本及びコピーの 2 部）、②その会社の登記事項証明書、③従業員数証明書（任意の様式）の添付書類が必要です。